福生市まちづくり景観条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 景観協定及び推進団体(第9条・第10条)
- 第3章 景観重要資源の指定(第11条)
- 第4章 景観影響行為等(第12条-第14条)
- 第5章 表彰、助成等(第15条・第16条)
- 第6章 福生市まちづくり景観審議会 (第17条)
- 第7章 雑則(第18条)

附則

私たちの暮らしを育むまち福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水とその分水、里山としての雑木林を形成する2つの河岸段丘、拝島駅を要として南北に延びる国道と3本の鉄道、その5つの駅、横田基地などがあり、小さなまちとはいえ、変化に富んだ魅力を持つまちです。

しかし、急速な都市化の進展によってまちは活性化し、利便性は向上しましたが、自然や郷土意識は減少し、景観への配慮が十分ではありませんでした。

本来、良好な景観は、生活に快適さや潤いをもたらし、人は、それによって形成されるものです。

福生市に暮らす私たちは、良好な景観が市民の共有の財産であることを自覚し、自らのまちを自らが創造するという意識で、市民、事業者、行政などまちづくりにかかわるすべての人々が、協働して、積極的に景観づくりに努めなければなりません。

私たちは、この地を愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくり、次代の人々に美しいまちを引き継ぐために、この条例を制

定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福生市(以下「市」という。)のまちの美観と居心地の良さを創造し、育成し、及び保全すること(以下「景観の形成」という。)について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観の形成に関する必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の創造と個性的で魅力あるまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

(協働の責務)

第2条 市、市民及び事業者は、景観の形成を推進するに当たり、互 いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、景観の形成を図るため、第6条により策定する福生市 まちづくり景観基本計画に基づき必要な施策を策定し、これを実施 するよう努めなければならない。
- 2 市は、景観の形成を推進するに当たり、景観のあり方について調 査研究を行うとともに、市民及び事業者の意見が十分反映されるよ う努めなければならない。
- 3 市は、景観の形成を図るため、市民及び事業者が行う活動を支援 するよう努めなければならない。
- 4 市は、景観の形成に対する市民及び事業者の意識を高めるため、 その啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識するとともに、互いに協力して、景観の形成に積極的な役割を果たすよう努

めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動に関し景観の形成に自ら努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなけれ ばならない。

(福生市まちづくり景観基本計画の策定)

- 第6条 市長は、景観の形成に関する基本的な方向を示す福生市まちづくり景観基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、及びその他景観の形成に必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ第 17 条 第1項に規定する福生市まちづくり景観審議会(第 17 条第1項を除 き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを告示しなければなら ない。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。 (協働体制)
- 第7条 市は、基本計画に基づき景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための協働体制を整備するものとする。

(提案制度)

- 第8条 市民及び事業者は、景観の形成に関する施策について、市長 へ提案することができる。
- 2 市長は、前項の規定による提案があった場合は、当該提案について審議会の意見を聴き、景観の形成に寄与するものと認めるときは、市の施策として実施するよう努めるものとする。

第2章 景観協定及び推進団体

(まちづくり景観協定)

- 第9条 一定の区域内における市民及び事業者は、関係権利者の総意により、その区域における景観の形成に関するまちづくり景観協定 (以下「景観協定」という。)を締結することができる。
- 2 市長は、前項の景観協定について、市規則に定める要件に該当すると認められるときは、当該景観協定を承認することができる。
- 3 市長は、景観協定の承認の決定に際し、特に必要と認めるときは、 審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、承認した景観協定が変更され市規則で定める要件に適合しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すことができる。
- 5 第3項の規定は、前項の規定による承認の取消しについて準用する。

(まちづくり景観推進団体の認定等)

- 第10条 市長は、市における景観の形成を目的として組織された団体 で市規則に定める要件に該当すると認められるものを、まちづくり 景観推進団体(以下「推進団体」という。)として認定することがで きる。
- 2 市長は、認定した推進団体が変更され市規則で定める要件に適合 しなくなったと認めるときは、推進団体の認定を取り消すことがで きる。

第3章 景観重要資源の指定

(景観重要資源の指定)

- 第 11 条 市長は、景観の形成に重要な価値があると認める建築物、工作物、広告物、土地、緑その他の景観の形成に係るものを、景観重要資源として指定することができる。
- 2 市長は、景観重要資源を指定しようとするときは、あらかじめ、

審議会の意見を聴くとともに、当該物件の所有者及び権利を有するもの(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

- 3 市長は、指定した景観重要資源が次の各号のいずれかに該当する に至ったと認めるときは、審議会の意見を聴き、景観重要資源の指 定を解除することができる。
 - (1) 滅失、枯死等により良好な景観の形成上の価値を失ったとき。
 - (2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。
- 4 第1項の規定は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号)及び福生市文化財保護条例(昭和54年条例第9号)の規定により指定された文化財には適用しない。

第4章 景観影響行為等

(景観影響行為の届出)

- 第 12 条 市民及び事業者は、景観の形成に大きな影響を及ぼす行為 (以下「景観影響行為」という。)で、次に掲げる行為をしようとす るときは、市規則に定めるところにより、市長に届け出なければな らない。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を要する開発行為
 - (2) 戸数が20戸以上の集合住宅の建築
 - (3) 高さが 10 メートルを超える中高層住宅の建築
 - (4) 1,000 平方メートル以上の土地で行う建築物の建築
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、景観影響行為として市規則で定める行為
- 2 市長は、景観影響行為の届出があった場合は、市規則に定める基準に適合するか確認するとともに、当該基準に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(景観の形成に阻害となる建築物等及び行為)

第13条 市長は、建築物、工作物、広告物、土地、緑その他の景観の 形成に係るもの(以下「建築物等」という。)及び行為で、景観の形 成に阻害となると認めるときは、審議会の意見を聴き、建築物等の 所有者等及び行為を行おうとするものに対し、必要な措置を講ずる よう協力を要請することができる。

(事実の公表)

- 第 14 条 市長は、前 2 条の規定に基づく指導又は要請を受けたものが、 それに従わないときは、その事実を公表できる。
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該公表 に係るものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるもの とする。

第5章 表彰、助成等

(表彰)

- 第15条 市長は、景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。
- 2 市長は、景観の形成に関する運動の推進その他の景観の形成に貢献しているものを表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により表彰するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(助成等)

- 第 16 条 市長は、景観重要資源の所有者等に対し、予算の範囲内において、景観重要資源の保存若しくは育成の実施について技術的援助 又は費用の一部を助成することができる。
- 2 市長は、第9条の規定により景観協定を承認されたものに対し、 予算の範囲内において、景観協定の締結事項の実施について技術的 援助又は費用の一部を助成することができる。

- 3 市長は、第10条第1項の規定により認定した団体に対し、予算の 範囲内において、景観の形成に資する活動について技術的援助又は 活動に要する費用の一部を助成することができる。
- 4 市長は、前3項に定めるもののほか、景観の形成に資すると認められる行為をするものに対し、予算の範囲内において、技術的援助 又は行為に要する費用の一部を助成することができる。
- 5 市長は、前各項の規定により技術的援助又は費用の一部を助成するときは、審議会の意見を聴き、その要否を決定するものとする。

第6章 福生市まちづくり景観審議会

(福生市まちづくり景観審議会)

- 第17条 市における景観の形成に関する重要事項について、市長から の諮問に応じ、調査及び審議するため、福生市まちづくり景観審議 会を置く。
- 2 審議会は、景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な 事項は、市規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に存する福生市まちづくり景観基本計画 (平成18年7月1日決定)については、第6条第1項の規定により 策定されたものとみなす。